

長崎市監査公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和2年2月13日

長崎市監査委員	三井敏弘
同	三谷利博
同	西田実伸
同	山口政嘉



令和元年度

# 監 査 報 告

## 財政援助団体等監査

長崎市民生委員児童委員協議会  
福祉部 福祉総務課

NPO法人 環境保全教育研究所  
市民生活部 市民協働推進室

特定非営利活動法人 長崎如己の会  
原爆被爆対策部 平和推進課

長崎市監査委員



## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象

### 1 財政援助団体

団体名	所管部局	所管課
長崎市民生委員児童委員協議会	福祉部	福祉総務課

### 2 指定管理者

指定管理者名	公の施設	所管部局	所管課
NPO法人 環境保全教育研究所	長崎市市民活動センター	市民生活部	市民協働推進室
特定非営利活動法人 長崎如己の会	長崎市永井隆記念館	原爆被爆対策部	平和推進課

## 第3 監査の期間

令和元年9月4日から令和2年2月5日まで

## 第4 監査の範囲

平成30年度の財政援助等（補助金及び公の施設の指定管理）に係る出納その他の事務

## 第5 監査の方法

出納及びその他の事務の執行が適正に行われているかについて、関係書類を抽出により  
検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

## 第6 監査の結果

監査の結果は次に述べるとおりである。

# 長崎市民生委員児童委員協議会

## 1 団体の概要

### (1) 名称等について

- ア 名 称 長崎市民生委員児童委員協議会
- イ 所在地 長崎市上町1番33号
- ウ 設立年月日 昭和23年4月1日

### (2) 設立目的について

長崎市民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）は、民生委員法に基づき組織された地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）との連絡調整を図り、福祉行政及び社会福祉を目的とする諸団体に協力し、併せて会員相互の親睦と資質の向上を図ることを目的としている。

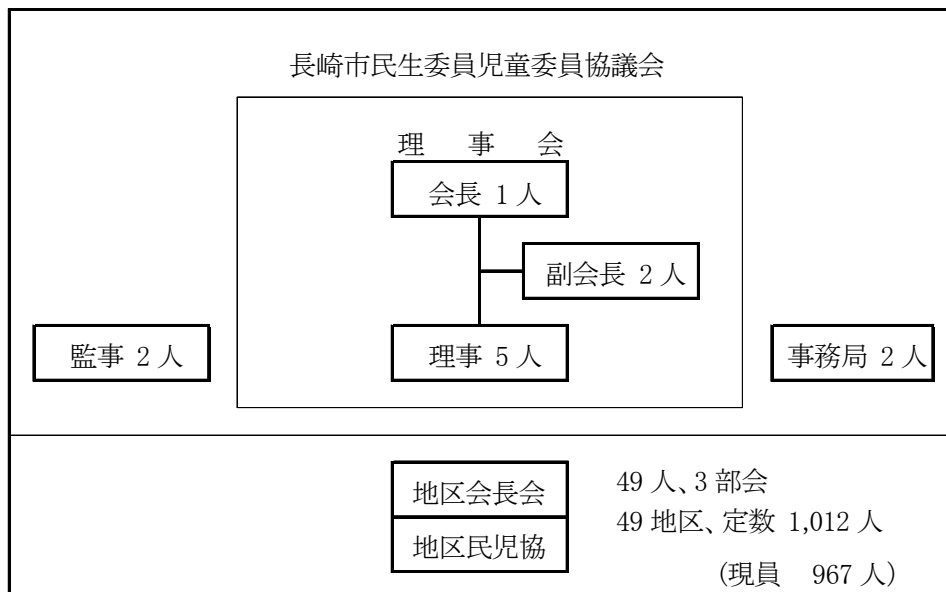
### (3) 事業について

事業は、次のとおりである。

- ア 地区民児協の運営上必要な調査研究及び情報の交換その他連絡調整に関すること
- イ 委員の資質向上に関すること
- ウ 関係行政機関及び関係団体等との連絡提携に関すること
- エ 委員相互の親睦に関すること
- オ その他目的達成に関すること

### (4) 組織及び事業概要について

ア 組織は、次のとおりである。（平成31年4月1日現在）



イ 事業の概要は、次のとおりである。

平成 30 年度民生委員・児童委員の活動状況

(単位：件)

区 分	相談・支援件数	月平均1人当たり件数
高齢者に関すること	20,790	1.8
障害者に関すること	527	0.0
子どもに関すること	9,639	0.8
その他の	5,294	0.5
計	36,250	3.1

## 2 財政援助等の内容（長崎市民生委員・児童委員活動助成費補助金）

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役として、関係行政機関と地域のつなぎ役を担うなど福祉行政の推進に多大な貢献をしており、これらの民生委員活動を推し進めるには活動費が必要であるため、長崎市は民児協に対し、平成 30 年度に 1 億 1,864 万 264 円を交付している。

補助金の内訳は、次のとおりである。

- (1) 地区活動費 44,208,000 円
- (2) 個人活動費 68,148,225 円
- (3) 職員人件費 5,702,243 円
- (4) 振込手数料 581,796 円

## 3 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

## NPO法人 環境保全教育研究所 [長崎市市民活動センター]

### 1 団体の概要

#### (1) 名称等について

- ア 名 称 NPO法人 環境保全教育研究所
- イ 所 在 地 長崎市田手原町 646 番地
- ウ 設立年月日 平成 26 年 10 月 22 日

#### (2) 設立目的について

NPO法人 環境保全教育研究所（以下「研究所」という。）は、これからの社会や地域を担う人たちに対して、環境保全・自然体験・まちづくり等に関する事業を通じて知識や経験を得るためのきっかけを与え、継続的な行動へとつなげていくことで、人と自然が共生する社会の実現と地域の人々が成長する場づくりに寄与することを目的としている。

#### (3) 事業について

事業は、次のとおりである。

- ア 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業（就労継続支援B型）
- イ 地域団体・行事への運営協力事業
- ウ 地域活性化に関するイベント企画・運営事業
- エ 子どもの健全育成の場作りや自然体験の企画運営事業
- オ 山村資源を活かした資源利用事業
- カ 竹林整備・森林保全に関する事業
- キ 里山保全を活かしたツーリズム企画・運営事業
- ク 環境経営に関するコンサルティング事業
- ケ NPO法人等の運営相談、事務局業務の支援

### 2 財政援助等の内容（公の施設の指定管理）

#### (1) 施設の概要

- ア 名 称 長崎市市民活動センター
- イ 設置目的 市民活動の活性化を図るため
- ウ 所 在 地 長崎市馬町 21 番地 1
- エ 施設概要 1階 執務室、受付、交流サロン、作業室  
2階 会議室、貸し事務室、ロッカー室



(2) 指定管理の概要

ア 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

イ 選定方法 公募

ウ 指定管理料（平成 30 年度） 委託料 15,956 千円  
（修繕に係る委託料 463 千円を含む。）

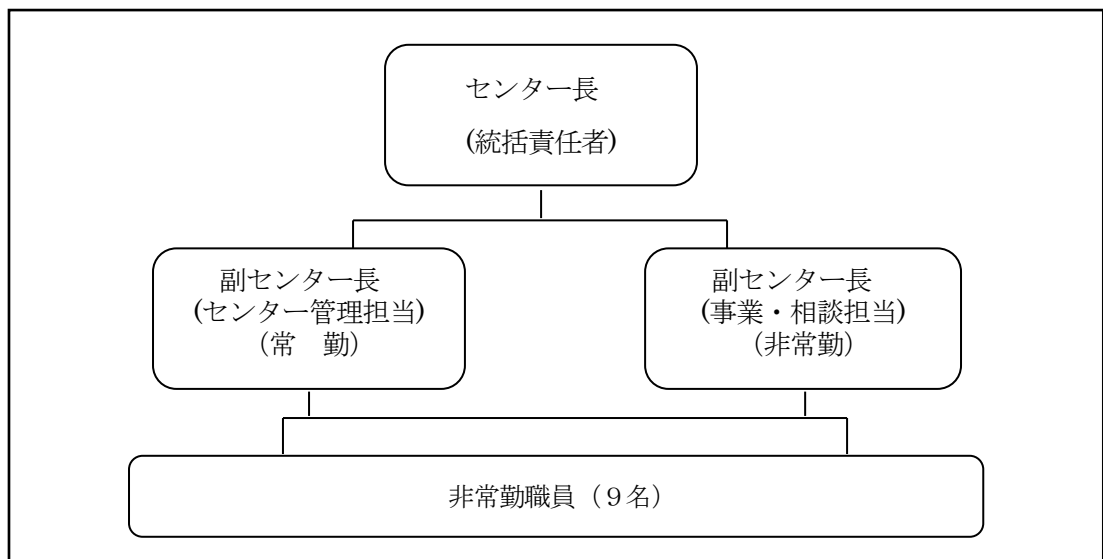
エ 利用料金制 あり

オ 指定管理者の業務の範囲

- (ア) 市民活動を行う者の交流の促進に関する業務
- (イ) 市民活動に関する研修会、講座等の開催に関する業務
- (ウ) 市民活動に関する相談に関する業務
- (エ) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (オ) 施設の運営に関する業務
- (カ) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (キ) その他の業務（事業計画書の作成等）

(3) 管理運営体制

(平成 31 年 4 月 1 日現在)



(4) 利用者数

利用者数の推移は、次表のとおりである。

平成 30 年度の利用者数は 8,177 人で、利用者数は前年度に比べ 1,802 人 (28.3%) 増加している。

(単位：人・%)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	前年度 比較	増減率
利用者数	7,127	6,214	6,327	6,375	8,177	1,802	28.3

#### (5) 収支決算状況

収支決算状況は、別表1「長崎市市民活動センター収支決算書」及び別表2「長崎市市民活動センター自主事業収支決算書」のとおりである。

指定管理業務に係る収入の主なものは、市からの指定管理料 15,913 千円及び施設の利用料金収入 4,408 千円である。

支出の主なものは、給料 9,536 千円、使用料・賃借料 2,594 千円及び需用費 2,299 千円である。

また、自主事業に係る収入の主なものは、講師派遣等謝礼金 130 千円、ラミネート利用料 22 千円である。

支出は、消耗品費（ラミネート）の 8 千円である。

### 3 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

#### (1) 委託料の積算について [市民協働推進室]

指定管理の公募に伴う委託料のうち修繕費の積算において、税抜金額を記入すべき箇所に誤って税込額を記入したため、適正な金額よりも 185,200 円高い金額で積算し、公募を実施していた。適正な積算を行われたい。

#### (2) 市の執務室等の光熱水費について [市民協働推進室]

長崎市市民活動センター（以下「センター」という。）の光熱水費は研究所が支出しているが、本来、研究所に負担金として支払うべきセンター内の市の執務室（市民協働推進室）が使用した光熱水費について、市は研究所に支払う指定管理料に含めており区別していない。市の使用部分については、指定管理料とは区別して負担されたい。

(3) 第三者への業務委託に係る承認について [研究所、市民協働推進室]

研究所は、5件の業務を第三者に委託しているが、樹木剪定等業務について、協定書第21条に規定する市の承認を得ていない。研究所は、業務の一部を委託する場合はあらかじめ市の承認を得られたい。

また、市民協働推進室においては、第三者への委託状況を確認するとともに適切な指導を行われたい。

(4) モニタリングについて [市民協働推進室]

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、指定管理者は管理業務の一部を外部に委託する場合に必要な市の承認を得ていないものがあるにもかかわらず、評価は「良好」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

(5) 自主事業に係る経費について [研究所、市民協働推進室]

研究所は、協定書第13条に規定する自主事業を実施しているが、指定管理にかかる委託料で購入したコピー用紙及び市が所有する備品等を使用している。自主事業の実施に係る経費は、全て指定管理者の負担としているので、研究所で負担されたい。

また、市民協働推進室においては、自主事業の実施状況を確認するとともに適正に指導を行われたい。

## 平成30年度長崎市市民活動センター収支決算書

## 収入の部

(単位：円)

	内訳	予算額 (税込み)	決算額 (税込み)	差異	備考
①指定管理料	指定管理受託料 15,493,000円 修繕費 419,904円	15,956,000	15,912,904	▲ 43,096	
②利用料金収入	2階貸事務所家賃 766,464円 コピー利用料 3,125,944円 大判プリンタ利用料 390,000円 会議室・空調機利用料 125,600円	3,405,000	4,408,008	1,003,008	
③預金利息		0	30	30	
収入総計 (A) ①+②+③		19,361,000	20,320,942	959,942	

## 支出の部

	内訳	予算額 (税込み)	決算額 (税込み)	差異	備考
人件費	給料	センター長他13名分	9,742,000	9,535,557	▲ 206,443
	手当	センター長他13名分	1,422,000	1,835,210	413,210
	法定福利費	センター長他3名分	1,153,000	1,181,673	28,673
管理費	旅費	アドバイザー等旅費	388,000	230,200	▲ 157,800
	需用費 (消耗品費・光熱水費など)	消耗品費 1,437,822円 水道光熱費 860,995円	1,994,000	2,298,817	304,817
	修繕料	門柱街灯他修繕料	463,000	419,904	▲ 43,096
	役務費 (通信運搬費・手数料など)	通信運搬費 146,642円 手数料 46,420円 保険料 19,100円	349,000	212,162	▲ 136,838
	委託料	会計業務等委託料 580,176円	903,000	580,176	▲ 322,824
	使用料・賃借料	コピー機カウンター料他 2,114,349円 パソコン等賃借料 479,637円	2,263,000	2,593,986	330,986
	公課費		0	0	0
その他	研修講師等謝礼金 590,000円 職員研修会参加費 24,000円 利用料金納付金 331,254円	684,000	945,254	261,254	
支出合計 (B)		19,361,000	19,832,939	471,939	
収支 (A)-(B)		0	488,003	488,003	

## 平成30年度長崎市市民活動センター自主事業収支決算書

## 収入の部

(単位：円)

		内訳	決算額 (税込み)	備考
①事業収益		講師派遣等謝礼金収入 130,000円 ラミネート利用料 22,300円 コピー利用料(自主) 762円	153,062	
②預金利息			11	
収入総計(A) ①+②			153,073	

## 支出の部

		内訳	決算額 (税込み)	備考
項目	消耗品費		8,058	ラミネート
支出合計(B)			8,058	
収支(A)-(B)			145,015	

協定書第13条第4項の規定に基づき収益の10%(14,501円)を超えた部分(130,514円)の50%(65,257円)を次の自主事業を実施することで利用者に還元いたします。

自主事業内容：ランタナ10周年事業ランタナ周辺マップの作製

経費：65,775円

内訳

①マップ作成料 59,400円

②上記に係る人件費 @850円×7.5時間=6,375円

## 特定非営利活動法人 長崎如己の会 [長崎市永井隆記念館]

### 1 団体の概要

#### (1) 名称等について

- ア 名 称 特定非営利活動法人 長崎如己の会
- イ 所 在 地 長崎市上野町 22 番 5 号
- ウ 設立年月日 平成 15 年 11 月 18 日

#### (2) 設立目的について

特定非営利活動法人 長崎如己の会（以下「如己の会」という。）は、日本国内外を問わず、永井隆博士の「己の如く人を愛する」の精神を学び、世界の平和と人類の福祉に尽くすことを目的としている。

#### (3) 事業について

事業は、次のとおりである。

- ア 永井隆博士の如己愛人の精神にもとづく平和事業
- イ 如己愛人の精神普及のための座談会、講演会、展示会、資料作成及びその頒布
- ウ 如己堂の保存及び長崎市永井隆記念館拡充、運営への協力
- エ 子供の健全育成のための読書、読み聞かせなどの図書館活動
- オ 「平和学習」のための講話、資料提供
- カ 永井隆博士の著書の販売
- キ 永井隆博士関連図書、絵葉書、色紙類の販売

### 2 財政援助等の内容（公の施設の指定管理）

#### (1) 施設の概要

- ア 名 称 長崎市永井隆記念館
- イ 設置目的 長崎市名誉市民永井隆博士の遺徳を顕彰し、あわせて図書その他の資料を市民の利用に供するため
- ウ 所 在 地 長崎市上野町 22 番 6 号
- エ 施設概要 1 階 展示室、事務室、映像ソフト鑑賞コーナー、トイレ  
2 階 図書室、閉架図書室、倉庫  
附属施設 如己堂

(2) 指定管理の概要

ア 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日

イ 選定方法 非公募

ウ 指定管理料（平成30年度） 委託料 10,150千円  
(修繕に係る委託料216千円を含む。)

エ 利用料金制 あり

オ 指定管理者の業務の範囲

(ア) 施設の運営に関する業務

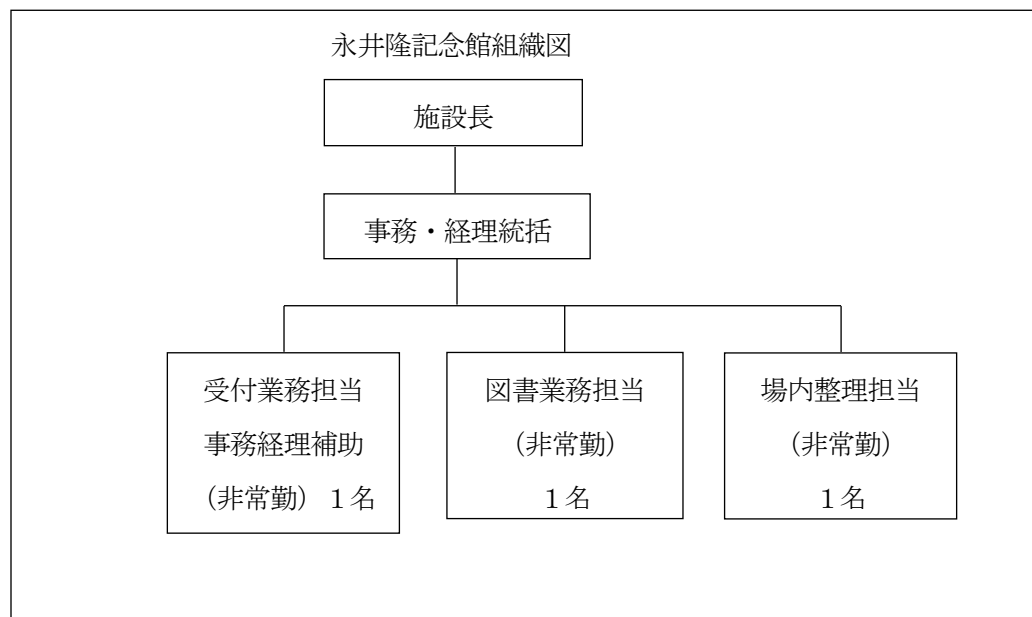
(イ) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) 備品類の管理・調達

(エ) その他の業務（事業計画書の作成等）

(3) 管理運営体制

(平成31年4月1日現在)



(4) 入館者数

入館者数の推移は、次表のとおりである。

平成30年度の入館者数は132,160人で、有料入館者数は減少しているものの、無料入館者数が増加しており、入館者数は前年度に比べ2,889人(2.2%)増加している。

(単位：人・%)

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	前年度 比較	増減 率
有 料	個人	10,049	10,986	8,502	8,818	8,156	△662	△7.5
	団体	2,349	4,102	3,702	4,638	4,609	△29	△0.6
無 料	高校生以下	122,281	109,736	94,762	99,916	103,718	3,802	3.8
	一般	5,931	6,275	5,038	5,419	5,739	320	5.9
図書室		11,091	11,675	10,779	10,480	9,938	△542	△5.2
合計		151,701	142,774	122,783	129,271	132,160	2,889	2.2

#### (5) 収支決算状況

収支決算状況は、別表3「平成30年度 長崎市永井隆記念館の指定管理に関する収支報告書」のとおりである。

指定管理業務に係る収入の主なものは、市からの指定管理料10,150千円及び施設の利用料金収入1,172千円である。

支出の主なものは、給与7,029千円である。

### 3 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

#### (1) 利用料金の減免について [如己の会、平和推進課]

長崎市永井隆記念館条例施行規則第11条(以下「規則」という。)に規定されていない減免が行われている。

減免の状況や必要性を精査し、規則の改正を含め必要な措置を講じられたい。

#### (2) 備品の管理について [如己の会、平和推進課]

基本協定書第43条の管理物品について、備品台帳が如己の会へ提供されていない。

備品台帳を提供し、適正な備品管理を行われたい。

#### (3) 指定管理者が行う修繕の実施について [如己の会、平和推進課]

基本協定書の別紙3 仕様書及び年度協定書第5条第2項は、指定管理者が行う施設の修繕は委託料に含めて支払う修繕料の範囲内で行うと規定しているが、



平成 30 年度の修繕費は、委託料に含めて支払われた修繕料の範囲を超えており、11, 232 円を指定管理者が負担している。

如己の会と平和推進課は事前に協議のうえ、施設の管理を行われたい。

(4) 第三者への業務委託に係る承認について [如己の会、平和推進課]

如己の会は、機械警備業務、消防用設備等点検業務、清掃業務及び樹木剪定業務を第三者に委託しているが、基本協定書第 23 条に規定する市の承認を得ていない。なお、この承認行為は、指定管理が開始された平成 28 年度から現在（令和元年度）まで行われていなかった。

また、機械警備業務委託については、市外に本社を有する市の競争入札参加有資格者でない業者に委託しているが、有資格者以外に委託する場合に必要な理由書を提出していない。

如己の会は、業務の一部を委託する場合はあらかじめ市の承認を得るとともに、有資格者以外に委託する場合は、理由書を提出されたい。

また、平和推進課においては、第三者への委託状況を確認するとともに適切な指導を行われたい。

(5) モニタリングについて [平和推進課]

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、指定管理者は管理業務の一部を外部に委託する場合に必要な市の承認を得ておらず、また、市内に本社を有しない業者へ委託しているが必要な理由書を提出していないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にいき、適切に評価を行われたい。

(6) 不適正な公文書の作成について [平和推進課]

今回の監査において、事実と異なる公文書が遑って作成され、監査事務局に提出されるという事態が発生した。

これは、平和推進課が監査事務局から資料の提出を求められた際、第三者への業務委託の承認手続きが必要であることを初めて認識し、指定管理者に対し 1 年以上日付を遑った承認申請書の作成を依頼し提出させたうえ、あたかも平成 30 年度当時に起案し、承認行為を行ったかのように作成されたものであった。

監査事務局が、令和元年 10 月 9 日に基本協定書第 23 条に基づく再委託の承認

関係書類の提出を求めたところ、同年10月16日に「第三者への委託の承認について（伺）」が提出されたが、市長公印の使用承認を受けた形跡がなく、指定管理者あてに通知する市長名の承認書(案)も添付されていないなど、本来、行うべき事務処理が不十分であったため、平和推進課に確認を行った。

その結果、この文書は、当時から現在まで引き続き平和推進課に在籍する管理職員や主任により、所属長欄への決裁や係長欄への代決を行い、監査の開始期間である令和元年9月4日以降に作成したものと判明した。

長崎市においては、職員の知識不足や認識不足等、基本的な部分での事務処理誤りを防ぐとともに、基礎的な事務処理能力の向上を図るため、対象年次や職位に応じて法規・会計等について、より実務に近い研修を実施している。

しかしながら、今回の事態は、このような研修だけで防止できるものではなく、市長から決裁の権限を付与され、意思決定を行っている公文書そのものに対する職員の認識の欠如によるものであることから、職員のコンプライアンス意識の改革を行うなど市民の信頼を損なう事態を発生させないよう取り組まれない。

## 平成30年度 長崎市永井隆記念館の指定管理に関する収支報告書

自)平成30年4月1日 至)平成31年3月31日

特定非営利活動法人 長崎如己の会

## 1. 収入

(単位:円)

利用料金の種類	金額	備考
永井隆記念館展示室観覧料	1,172,290	
委託料	10,150,000	
受取利息	20	観覧料分5円、委託料分15円
無線 LAN電気料	4,767	戻り(長崎ケーブルメディア)
収入合計 (A)	11,327,077	

## 2. 支出

項目	事項	金額	内訳	
人件費	施設長	2,927,760		
	常勤	1,995,840		
	非常勤	2,105,660	5名	
	給与計	7,029,260		
	労働保険	48,930	平成30年度分(事業主負担)	
		△8,772	個人負担 4/1000×12ヶ月分	
	健康保険	273,528	常勤者	
	厚生年金	263,520	常勤者	
	子ども子育て支援搬出金	8,352	@696×12ヶ月	
	人件費計	7,614,818		
管理費	電気使用料金	869,353		
	上下水道使用料	56,387		
	消耗品費	141,499	新聞、トイレトーパー、コピー用紙、記念スタンプ、前庭用土、振込手数料他	
	福利厚生費	7,500	常勤者2名 健康診断(H30.7.19)	
	印刷製本費	730,080	リーフレット(児童用 80,000 成人用25,000)	
	通信費	75,519	電話、ネット回線、長崎ケーブルメディア戻り(¥7,340)	
	委託料	715,392		
	内訳	① 清掃委託	514,080	日常清掃 週2回、床ワックス 年2回
		② 器械警備委託	60,912	
		③ 緑地管理委託	99,360	剪定・除草作業 年2回(H30.8.7、H31.3.27)
		④ 消防用設備点検委託	41,040	年2回
	賃借料	23,010	館内床マット借上料(4枚×年6回交換)	
	修繕費	227,232	室内機分解部品取替(H30.7.27) 室内機分解部品取替修理(H30.8.1) 室内機分解部品取替修理(H30.11.30) 正面玄関内側自動ドア内センサー取替(H30.8.1)	
	消費税額及び地方消費税額	398,900		
その他(独自企画)	44,820	展示用アクリル版(3種:20枚)		
管理費計	3,289,692			
支出合計 (B)	10,904,510			
収支合計 (A) - (B)	422,567			